

# 国民保護に関する業務計画

平成20年4月

一般社団法人 香川県LPガス協会

## 目 次

|       |                         |       |   |
|-------|-------------------------|-------|---|
| 第 1 章 | 総則                      | ..... | 1 |
| 第 1 節 | 国民保護業務計画の目的             | ..... | 1 |
| 第 2 章 | 平素からの備え                 | ..... | 1 |
| 第 1 節 | 活動体制の整備                 | ..... | 1 |
| 第 2 節 | 関係機関との連携                | ..... | 1 |
| 第 3 節 | ＬＰガス消費者に対する情報提供、伝達体制の整備 | ..... | 1 |
| 第 4 節 | 管理する施設等に関する備え           | ..... | 1 |
| 第 5 節 | ＬＰガス輸送に関する備え            | ..... | 1 |
| 第 6 節 | 物資の備蓄                   | ..... | 2 |
| 第 7 節 | ＬＰガス安定供給                | ..... | 2 |
| 第 8 節 | 訓練の実施                   | ..... | 2 |
| 第 3 章 | 武力攻撃事態等への対処             | ..... | 2 |
| 第 1 節 | 香川県国民保護対策本部等への対応        | ..... | 2 |
| 第 2 節 | 活動体制の確立                 | ..... | 2 |
| 第 3 節 | 情報の収集及び報告等連絡体制          | ..... | 3 |
| 第 4 節 | ＬＰガス消費者に対する情報提供         | ..... | 3 |
| 第 5 節 | 施設の適切な管理及び安全確保          | ..... | 3 |
| 第 4 章 | 武力攻撃災害の復旧に関する措置         | ..... | 3 |
| 第 1 節 | 応急の復旧                   | ..... | 3 |
| 第 2 節 | 災害の復旧                   | ..... | 4 |
| 第 3 節 | 応援体制の整備                 | ..... | 4 |
| 第 4 節 | 災害時における復旧用資機材の確保        | ..... | 4 |
| 第 5 章 | 緊急対処事態への対処              | ..... | 5 |
| 第 6 章 | その他                     | ..... | 5 |

## **第 1 章 総則**

### **第 1 節 国民保護業務計画の目的**

この計画は、武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」と言う。）第 36 条第 2 項及び第 182 条第 2 項の規定により香川県が定める「香川県国民保護計画」に基づき、香川県から指定を受けた指定地方公共機関として、一般社団法人香川県 L P ガス協会（以下 L P ガス協会という。）の業務に関する国民保護業務計画を作成し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための、情報の収集・伝達、応急復旧等に資することを目的とする。

## **第 2 章 平素からの備え**

### **第 1 節 活動体制の整備**

L P ガス協会は、国民保護を的確かつ迅速に実施するため、協会員との連絡調整に務めるものとする。

### **第 2 節 関係機関との連携**

平素から、県、市町、関係機関、及び L P ガス関係団体との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

### **第 3 節 L P ガス消費者被災状況等の情報収集、伝達体制の整備**

管理する L P ガス設備の被災の状況、国民保護措置の実施状況、供給物資の情報を迅速に収集・集約できるよう、L P ガス協会に組織される各地区支部及び理事の緊急連絡網を定める。また、消費者に対する被害発生情報、復旧情報についての伝達について、L P ガス協会会員相互の連絡体制の整備に努めるものとする。

### **第 4 節 管理する施設等に関する備え**

L P ガス協会は、傘下 L P ガス販売店、L P ガス充填所等の施設について、武力攻撃事態等による被害が発生した場合、被害の軽減、二次災害防止のための措置を講じるため会員相互の応援体制の整備に努めるものとする。

### **第 5 節 L P ガス輸送に関する備え**

国民保護措置のための緊急用物資としての L P ガス運送手段の確保については、県内各地の L P ガス卸事業者（L P ガス充填所）及び運送事業者と連携し、運送手段、運送ルート of 確保のため、協力体制の構築に務めるものとする。

## 第6節 物資の備蓄

国民保護措置のための緊急用物資及び資機材の備蓄については、供給要請先と連携を取り、備蓄数量等の確実な把握に努めるものとする。

## 第7節 LPガス安定供給

国民保護措置のための緊急用燃料供給の安定を図るため、LPガス協会は、LPガス卸事業者（LPガス充填所）との協力、連携を図るものとする。

## 第8節 訓練の実施

香川県、市町が実施する国民保護措置訓練について、LPガス協会及びLPガス協会各支部において積極的に参加するよう務めるものとする。

# 第3章 武力攻撃事態等への対処

## 第1節 香川県国民保護対策本部への対応

香川県に香川県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、県対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

LPガス協会は、県知事から県対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、LPガス協会各支部に迅速にその旨を周知するものとする。

## 第2節 活動体制の確立

### （1）LPガス協会国民保護対策本部

- ・ 県対策本部が設置され、香川県からの要請があったときは、香川県エルピーガス協会国民保護対策本部（以下「LPガス協会対策本部」という。）を設置する。
- ・ LPガス協会対策本部は、県及び市町から国民保護措置の実施に関する要請の調整、情報の収集、集約、連絡及びLPガス協会各支部での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- ・ LPガス協会対策本部を設置したときは、県対策本部に連絡を行うものとする。
- ・ この計画に定めるもののほか、LPガス協会対策本部の組織及び運営に関する事項については、「香川県LPガス協会 災害等対策要綱」によるものとする。

### （2）LPガス協会地域対策支部

- ・ 本部長は現地で国民保護措置を円滑に実施するため、局地的に甚大な被害を受けた地域にLPガス協会対策本部に準じた組織（以下「地域対策支部」という。）

を設置することができる。

- ・ L P ガス協会各支部は、地域対策支部を設置したときは、L P ガス協会対策本部に連絡をするものとする。

### 第3節 情報の収集及び報告等連絡体制

#### (1) 情報収集及び報告

- ・ 管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、L P ガス協会対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じ、香川県に報告するものとする。
- ・ L P ガス協会対策本部は、県対策本部より武力攻撃事態等の状況や、国民保護措置を実施するのに当たり、必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、地域対策支部での共有を行うものとする。

#### (2) 通信体制の確保

- ・ 武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。
- ・ 通信手段の確認は各地域支部・支部会員相互間、及びL P ガス協会対策本部との間の通信について確認するものとする。

### 第4節 L P ガス消費者に対する情報提供

L P ガス協会対策本部は、県及び市町から武力攻撃事態等に関する情報を得た場合は、必要に応じ、地域対策支部を通じ、地域におけるL P ガス消費者に対し被災の状況、その他安全に関する情報の提供を行うものとする。

### 第5節 施設の適切な管理及び安全確保

県からの指導等によりL P ガス協会会員が管理するL P ガス充填所については、安全の確保に十分配慮の上、巡回、警備員配置の強化など安全確保のための措置を講ずるよう務めるものとする。

## 第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

### 第1節 応急の復旧

- ・ 地域対策支部は武力攻撃事態等により災害が発生した場合、安全確保の確認後、L P ガス設備の緊急点検を実施し、被害状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう務めるものとする。
- ・ 応急の復旧に当たっては被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行

うように務めるものとする。

- ・ 復旧にあたっては、地域対策支部・対策本部相互間の連絡調整に務めるものとする。
- ・ L P ガス協会対策本部は地域対策支部からの報告を受け、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を香川県に報告するものとする。

## **第2節 災害の復旧**

### **(1) 復旧計画の策定**

L P ガス協会対策本部は災害等の被害状況の調査を行い、正確な情報を収集し、次により復旧計画を策定する。

- ・ 復旧の地域、箇所
- ・ 復旧手順及び方法
- ・ 復旧要員の動員及び配置計画
- ・ 復旧用資機材の調達
- ・ 復旧作業の日程
- ・ その他必要な対策

### **(2) 重要施設的最優先復旧計画**

被害が甚大な場合には、病院、避難所等を優先的に復旧するよう計画立案する。

## **第3節 応援体制の整備**

### **(1) 応援隊の組織**

L P ガス協会対策本部は必要に応じて、L P ガス協会各支部会員の協力を得て、応援隊を編成することができる。

### **(2) 応援隊の出動**

応援隊は被害状況に応じて、L P ガス協会対策本部との打合せにより、応援復旧活動を行う。

## **第4節 災害時における復旧用資機材の確保**

L P ガス協会対策本部は復旧用資機材の在庫量について、調達が必要とされる資機材及び、L P ガスについては、各支部との連携をとり、次の方法等により資機材の確保を行うものとする。

- ・ 取引先、メーカー等からの調達

- ・ 卸売り事業者、配送事業者からの応援
- ・ 被害地域以外の販売事業者からの融通

## 第5章 緊急対応事態への対応

緊急対応事態においては、武力攻撃事態等に準じた対応を行うものとする。

## 第6章 その他

この業務計画で定めがない場合に合っては、「香川県LPGガス協会 災害等対策要綱」を準用する。

(修正)

一般社団法人香川県LPGガス協会へ変更のため 平成25年4月